

○総務省告示第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

変更後

変更前

第2 周波数割当表

[1～7 略]

第2 周波数割当表

[1～7 同左]

周波数割当表

周波数割当表

[第1表 略]

[第1表 略]

第2表 27.5MHz～10000MHz

第2表 27.5MHz～10000MHz

[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
3600～4200 J 158	固定衛星 (宇宙から 地球) 移動	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当て は別表10～3による。
[略]	[略]	[略]	[略]
4500～4800	固定 固定衛星 (宇宙から 地球) J 161 移動	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携 帯無線通信用とし、割当ては 別表10～3による。
[略]	[略]	[略]	[略]

[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
3600～4200 J 158	固定衛星 (宇宙から 地球) 移動	電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
4500～4800	固定 固定衛星 (宇宙から 地球) J 161 移動	公共業務用 電気通信業務用 公共業務用 電気通信業務用	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

第3表 10GHz～275GHz

第3表 10GHz～275GHz

[略]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
27～27.5	固定衛星 (地球から 宇宙) 衛星間 J 246 J 2	電気通信業務用 公共業務用	
[略]	[略]	[略]	[略]
27.5～28.5	48 移動	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当て は別表10～3による。
27.5～28.5 J 250 J 2	固定衛星 (地球から 宇宙) J 206 J 2	電気通信業務用 公共業務用	

[同左]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
27～27.5	固定衛星 (地球から 宇宙) 衛星間 J 246 J 2	電気通信業務用 公共業務用	
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
27.5～28.5	48 移動	小電力業務用	小電力データ通信システム用 とし、割当ては別表8～5に よる。
27.5～28.5 J 250 J 2	固定衛星 (地球から 宇宙) J 206 J 2	電気通信業務用 公共業務用	

51	32 J 249	移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-3による。
	固定 J 252	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	略	略	略	略
	略	略	略	略
略	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略

国内周波数分配の脚注

【J1～J295 略】
 【別表1-1～別表8-4 略】
 別表8-5 5.2GHz帯高出力データ通信システム及び小電力データ通信システムの無線局の周波数表

略	略	略	略	略
略	略	略	略	略
略	略	略	略	略
略	略	略	略	略

* これらの周波数は、できるだけ早期に他の周波数に移行するものとする。

【別表8-6～別表10-2 略】

別表10-3 携帯無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表

【略】

51	32 J 249	移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	固定 J 252	固定	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	略	略	略	略
	略	略	略	略
略	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略
	略	略	略	略

国内周波数分配の脚注

【J1～J295 同左】
 【別表1-1～別表8-4 同左】
 別表8-5 5.2GHz帯高出力データ通信システム及び小電力データ通信システムの無線局の周波数表

同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左
同左	同左	同左	同左	同左

* これらの周波数は、できるだけ早期に他の周波数に移行するものとする。

【別表8-6～別表10-2 同左】

別表10-3 携帯無線通信（一周波方式のものに限る。）用の周波数表

【同左】

3400MHzを超え4100MHz以下

4500MHzを超え4600MHz以下

27GHzを超え28.2GHz以下

29.1GHzを超え29.5GHz以下

[別表10-4～別表11-3 略]

国際周波数分配の脚注

[注略]

3400MHzを超え3600MHz以下

[別表10-4～別表11-3 同左]

国際周波数分配の脚注

[注同左]

備考 表中の「」の記号は注記である。